

平成30年第2回三豊市議会定例会 追加提出議案一覧

議案番号	件名	ページ 番号
議案第85号	三豊市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について	1

議案第 8 5 号

三豊市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

三豊市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 3 0 年 6 月 1 5 日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

三豊市後期高齢者医療に関する条例（平成20年三豊市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第55条第1項」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「同項」を「法第55条第1項」に改め、同条第3号中「第55条第2項第1号」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第4号中「第55条第2項第2号」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「同号に規定する特定住所変更」を「法第55条第2項第2号に規定する特定住所変更」に改め、同条に次の1号を加える。

- (5) 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であつて、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により市の区域内に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であつた被保険者

第4条第2項中「よりがたい」を「より難しい」に、同条第3項中「すべて」を「全て」に改める。

第10条第2項中「発布」を「発付」に改める。

附則第2条を削り、附則第3条を附則第2条とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の三豊市後期高齢者医療に関する条例の規定は、平成30年4月1日から適用する。